

平成 26 年度 第 11 回 東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議 議事録

日 時：平成 26 年 8 月 11 日（月） 9：30～11:00

場 所：総合庁舎 18 階研修室

出席者：子ども・子育て会議委員	16 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、中西委員、中泉委員、藤井委員、平川委員、古川委員、野尻委員（松葉委員代理）、森内委員、吉岡委員）	
事務局	14 名
（立花、南谷、田村、川崎、寺岡、川西、菊地、堀ノ内、関谷、松田、清水、安永、山本、松本）	
（大原、矢崎、高野、土肥）	4 名
傍聴者	2 名
業者（地域社会研究所）	2 名
計	38 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1 利用者負担について

資料 1－2 利用者負担について（内閣府 第 17 回子ども・子育て会議資料）

資料 2－1 東大阪市子ども・子育て支援事業計画骨子案

資料 2－2 計画骨子案修正ポイント

資料 3 子ども・子育て支援新制度市民説明会について（報告）

資料 4－1 子育て支援員（仮称）について（1）

資料 4－2 子育て支援員（仮称）について（2）

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 11 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、松葉委員の代理として野尻委員に御出席をいただいております。本日、現時点で全委員 20 名中 16 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は利用料検討部会も兼ねた合同会議となっております。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、配付資料一覧の資料となっております。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 2 名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。

第11回東大阪市子ども・子育て会議および利用料検討部会合同会議を開催いたします。

国の子ども・子育て会議では、利用料についてもいくつかの変更・修正点が出ています。前回会議に引き続き、東大阪市の利用者負担のあり方についてお諮りし、ご意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、議事(2)では、前回会議で十分に時間をとれなかった、子ども・子育て支援事業計画の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

その他、市民説明会や、子育て支援員に係る国の説明について、ご報告させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 利用者負担について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行致します。最初に議事(1)の「利用者負担について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・松田

—資料1-1「利用者負担について」説明—

- ・p.2、現在の保護者負担額。p.3-5、新制度での1号認定の利用者負担のイメージ。P.6、現在の就園奨励費。p.8-9、現在の保育料。p.10-11、新制度での2号・3号認定の保育料のイメージ。p.12-14、3つの論点。
- ・論点1、公私間の公平について。論点2、公立幼稚園保育料の経過措置について。論点3、1号認定と2号・3号認定のバランスについて。

—資料1-2「利用者負担について(内閣府 第17回子ども・子育て会議資料)」説明—

- ・p.1、国から出た新しい提案。p.2-4、多子軽減。2人目は半額、3人目以降は0円とする。p.7-9、私立幼稚園の経過措置(案)。市町村が定める利用者負担よりも低い額を定めることができる。

●事務局・関谷

ただ今の説明を補足致します。

第1に、5ページの国から新しく出された減免制度の案について、対象世帯は、母子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯・生活保護世帯の3つになります。

第2に、6ページの利用者負担の切り替え時期について、新制度では市町村民税額が階層区分決定の基準となるので、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、今回は、年度途中で切り替えることとします。具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とします。8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により階層区分を決定します。

●関川会長

ありがとうございました。

国の7月31日の案は、今回の東大阪市からの提案には反映されていないのでしょうか。

●事務局・関谷

7月31日に示されたので、前回会議の意見に対する事務局提案には反映されていません。

●関川会長

今回の利用料検討部会の事務局案には入っていないということですね。また、次回の会議などで、国の提案を反映した事務局案を提示してください。

ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●高山委員

ひとつには、資料1-1の3ページの新制度での1号認定の保育料について、実際の具体的な金額がまだわからないので、考えようがないという面があると思います。もうひとつは、資料1-2の3、4ページの利用者負担の変更のイメージについて、表を並べて比較するときには、推定年収が同じくらいの階層区分でそろえて、見やすいようにしてほしいと思います。

●関川会長

事務局から回答をお願いします。

●事務局・関谷

ひとつめの、保育料の具体的な金額を示す必要があるのではないかというご意見については、国から7月31日に給付単価を上限とすることなどが出てきたばかりなので、まだ具体的にはわからない部分があります。今のところ、国の示す上限額に、東大阪市の現行の制度の72.5%を乗して軽減するといくらになるかということを示唆できるだけです。

●関川会長

国の単価に72.5%を乗すると、現在と比べてどうなるのでしょうか。

●事務局・関谷

平成27年度については、現在と同じくらいの利用者負担になると考えています。

●関川会長

所得による階層区分を導入することによって、どのような違いが出るのでしょうか。

●事務局・関谷

まだ精査中ですが、大きな変化はないと考えています。

●関川会長

事務局は、今回の会議くらいで、それぞれの階層区分の利用者負担を具体的に精査した報告をお願いします。事務的にも、そろそろ保護者に具体額を説明せねばならないのではないのでしょうか。たとえば、新制度には入らないが保育料は変更する、といった私立幼稚園が出てくる可能性があります。

それでは、利用者負担についてのご意見をお願いします。特に資料1-1の12~14ページの3論点についていかがでしょうか。1つずつ論点を検討していくことにします。

まず、論点1「公私間の公平について」です。事務局の対応方針案は、1号認定の利用料を公私共に同基準としてはどうかということです。課題として、公私間の格差がなくなった際の取扱いをどう考えるかというところで、論点2の経過措置に関係してくることになると思います。

●阿部委員

第10回子ども・子育て会議で、松葉委員から、公立幼稚園では保護者が運営に協力するという負担があるというお話をうかがいました。私立幼稚園では利用者を募集するにあたって各園の魅力的なサービスを宣伝しますが、公立幼稚園からは独自のサービスといったことがあまり伝わってこないように思います。つどいの広場を利用している保護者からは、同じ保育料になるのなら私立を選ぶ、という声も出ています。もしも、保育料を同じにすることになったら、保護者から、公立幼稚園でも現在の私立幼稚園と同じようなサービスを提供してもらえるのか、という意見が出てくることになるのではないかと思います。

●関川会長

公立幼稚園では、今後、利用者の負担になるような協力要請は事前に説明して、保護者の負担を軽減してほしい、というご意見でもあろうかと思えます。また、私立幼稚園では、今まで利用者負担なしで提供してきたサービスを、今後も提供し続けることができるのか、という意見にもつながると思います。事務局から今後の公立幼稚園のあり方について回答をお願いします。

●事務局・清水

これまで私立幼稚園で利用者の負担にならなかったこととは何なのか、また、公立幼稚園での利用者負担とはどのようなものだったのか、という内容の精査が必要だと思えます。精査したう

えで、公私の差が出るようなことはないようにしたいと考えています。

●関川会長

事務局は、公立・私立幼稚園の利用者負担の現況についても、一度精査して、比較しておいてください。

竹村委員から何かご意見はありますか。私立幼稚園では特別の利用者負担なしでやってきたことで、公立幼稚園がやっていないと思われることはありますか。

●竹村委員

公立幼稚園での事業についての細かい内容はよく知りませんが、公私共にさまざまな事業をしています。たとえば預かり保育の利用が増えたからといって、人員や設備をすぐに増やしたりはできないのは公私共に同じです。公と私の最も大きな違いは、今ある人員や設備で、臨機応変に対応できるかどうかということだと思います。

また、利用料については、公私の差が大きいですが、就園奨励費の制度があるので、所得の少ない世帯は、翌年にほぼ全額が返ってくることもあり、負担は軽減されます。逆に、高所得の世帯が、公立を利用すると得になるということはあるかもしれません。

●関川会長

現状では、低所得の世帯は、利用者負担を考えずに、公立幼稚園・保育所のどちらを選ぶこともできるということでしょうか。竹村委員から、幼保それぞれの利用者負担の軽減について説明をお願いします。

●竹村委員

保育所では、保育時間はすべて補助の対象になりますが、幼稚園では、預かり保育で長時間預ける部分については、補助の対象にはなりません。仕事をしている保護者は、保育料だけをみると、保育所に預けるほうが得ということになります。

●吉岡委員

新制度での公私の住み分けやサービス内容が、市民にとってわかりにくいという意見が出ました。以前の会議の資料で、公私の存続について議論になり、複雑な表を提示されたことがあったように記憶しています。公私を比較して精査するのなら、あのような表を使用してはどうかと思いました。

●野尻委員

公私それぞれにどのようなサービスがあるのかがよくわかりません。利用者負担の違いについて、少し具体的な説明をお願いします。

●関川会長

阿部委員から説明をお願いします。

●阿部委員

つどの広場を利用する保護者からは、公立幼稚園では、保護者参加のイベントが多いと聞いています。また、私立幼稚園では、別に費用を取っているのかは知りませんが、移動動物園などの凝ったイベントがあると聞いています。

●関川会長

第10回子ども・子育て会議で、松葉委員から、利用者負担について、保育料以外でも公立幼稚園と私立幼稚園に違いがあるという発言がありました。公立が低所得者を支えている側面もあるといったことですね。

●古川委員

やはり、公私の格差の是正は、サービス内容の充実と同時に進めるべきだと思います。

●関川会長

将来的には、利用料が同じになった結果、利用者が集まらなくなった、という事態は起こり得ます。この会議の場で決めることではないでしょうが、数年後の見直しで、幼稚園のあり方について検討する必要があると思います。

では、論点2「公立幼稚園保育料の経過措置について」は、特段の反対意見はないということによろしいでしょうか。やはり、現在の利用者については、利用の途中で利用料を変更しないほうがよいでしょうね。

それでは、論点3「1号認定と2号・3号認定の利用者負担のバランス」についてです。事務局の対応方針案は、1号認定についても、2号・3号認定と同様に、国基準の72.5%を限度に設定したいということですね。

●竹村委員

質問です。給付単価を限度とするということですが、最終的な給付単価はいつごろ決定するのでしょうか。また、資料に1号認定の保育料についても給付単価を検討すると書いてあるということは、1号認定についても国から給付単価がでる予定なのでしょうか。

●事務局・関谷

正式には国の予算編成によって来年度の給付単価が決定すると聞いているので、12、1月頃に出ることになるのではないかと想定しています。

●関川会長

資料1-1の3ページについて、幼稚園について、給付単価を限度とするとあるのは、1号認定で、階層区分⑤では25,700円という国からの案の部分ですね。東大阪市がこの基準より上げるのであれば、給付単価の具体額が問題になりますが、最も高額の25,700円に72.5%を乗じて下げるのであれば、問題は生じないと考えてよいということですね。

●事務局・関谷

そのとおりです。

●関川会長

竹村委員におうかがいします。資料1-1の6ページの「その他に負担するもの」として、今回さまざまな金額が上積みされることとなります。施設によって異なるとは思いますが、現在の竹村委員の幼稚園での利用者負担について教えていただけますでしょうか。

●竹村委員

私の幼稚園では、午前8時から午後7時までフルタイムで預けた場合、月に15,000円をいただくことになっています。実際には、預かりチケットという仕組みによって、保護者の事情に合わせて時間調整の可能な預かり保育を利用いただいています。ただし、価格設定は私立幼稚園によってさまざまです。たとえば給食代なども各園によって異なる状況です。その他、たとえば教材費、行事の費用、冷暖房などの光熱費も、園によって違うと思います。

●関川会長

ありがとうございます。その他のご意見はいかがでしょうか。

●千谷委員

ひとつめは、長時間保育と短時間保育について、説明会に出席した保護者の方から、利用時間に差があるのに保育料に差がない、ということでは納得がいかないという意見が出たと聞いているので、対応が必要だと思います。もうひとつは、生活困窮世帯は公立の保育料でなければ教育を受けられない、という意見は重要だと考えます。国の保育料では高くなるので、生活困窮世帯の負担が大きくなると思います。

●関川会長

事務局から回答をお願いします。

●事務局・関谷

保育標準時間・短時間それぞれの保育料については、今のところ、国の出した階層ごとの保育料について検討している段階です。

●事務局・松田

公立幼稚園における生活困窮世帯については、資料1-2の5ページで、教育標準時間認定の第2階層の利用者負担額を9,100円から0円にすることが国から提示されていますので、その階

層に入ることになると考えています。

●関川会長

つまり、公立も私立も、生活困窮生態については負担が0円になるので、1号認定の利用者は、公立でも私立でも選ぶことができるようになるということですね。

●中泉委員

意見が2つあります。ひとつは、保育標準時間・短時間の違いについては、まだ各園で時間設定が定まっていないと思います。具体的な時間がわからないと、たとえば短時間を利用してどのくらい延長するか、といったことを決められません。時間設定が定まったら、情報公開をはかる意味でも、また本市が詳しい説明会を開催していただきたいと思います。もうひとつは、資料1-2にある多子軽減措置については、少子化対策の観点からも、ぜひ拡充していただきたい制度だと思います。

●関川会長

事務局から回答をお願いします。

●事務局・関谷

まず、保育標準時間・短時間について、区分は就労時間の長さによって決まります。短時間は8時間以内ということですが、園によって開始時間などはさまざまになるでしょう。その範囲を超えた利用が延長保育ということになります。

●関川会長

平成27年4月からの利用者については、これから、保育の申請をして、保育標準時間・短時間の認定をしていくことになっていきますが、現在の利用者についても、標準時間か短時間かで利用料が違ってくるのですよね。その認定はどこでやることになっており、どの料金表が適用されるのかはどの段階でわかるのでしょうか。

●事務局・関谷

在園児の支給認定については、保育標準時間・短時間の資料を提示させていただいたうえで、1月頃の支給認定作業のときに決まると考えています。

●関川会長

たとえば、短時間の利用者が延長保育を利用する場合には、1日に何時間まで、あるいは週に何回まで、といった利用時間の制約があるのでしょうか。

●事務局・関谷

週に何回といった形にはならないと思います。保育標準時間の利用者の多くは1時間の延長ということになると思いますが、短時間の利用者がどのくらい延長保育を利用できるのかということについては、国でもまだ具体的には決まっていません。

●関川会長

それを踏まえて、各園で利用料と利用時間のあり方がどのように変わるかということについて、説明する必要があるので、説明資料を準備したほうがよいでしょう。

高山委員から利用料や利用時間についてご意見はありませんか。

●高山委員

基本的には、保育短時間の範囲内に仕事時間が収まっている場合には、延長の必要はありません。仕事時間が保育短時間の範囲を超えることになったら、標準時間の申請をすればよいので、特に問題は発生しないと思います。また、長時間と短時間で利用者負担に差がないということは、施設としては、保育時間11時間を確保することに費用が必要なのであって、個々の利用者が標準時間でも短時間でも費用にあまり差がでるわけではないので、やむを得ないと考えます。ただし、利用者としては納得しにくいということはわかります。

●関川会長

利用料と利用時間の説明会についてはどのように考えられますか。本市として、どの段階で、どのような準備をしておくべきか教えていただきたいです。

●高山委員

説明会を開催するときには、きちんと説明できる点を私たちから確認します。なぜなら、説明会の後で内容を変更することが、保護者にとっては一番困るからです。だから、幼稚園と保護者の代表とで相談して、説明内容を詰めていきます。まだ制度内容について全部が決まったわけではないので、時間を焦って中途半端な説明になり、保護者の混乱を招くことは避けてほしいと思います。つまり、説明会については、「しっかり準備をしたうえで、一日も早く」ということになると思います。

●関川会長

説明会は、在園児の保護者を対象とする場合には、各エリアで夕方や土曜日に開催するよりも、各園で昼間に実施していただくとありがたいと思います。また、事務局に、準備すべき説明会資料などについての意見をいただければと思います。

利用者負担については、国の7月31日の案も踏まえて、また次回の会議でも引き続き検討したいと思います。ただし、公立・私立幼稚園の料金、および保育所・幼稚園のバランスをどうするかについては、論点1・2・3の事務局案の方向で進めることにいたします。

●事務局・関谷

利用料について、本日欠席の小田委員から、書面で意見をいただいていますので、報告します。

- ・収入による利用者負担となるため、公私間格差がないようにしてほしい。
- ・利用者が公立を選ぶ主な理由は3つ。利用料が安いこと。市による運営なので安心して預けられること。子どもと親と同級生の親子との関係が築けるので地域で子どもが成長し同級生の成長を見守っていけること。
- ・以上の理由により、保護者は、公立幼稚園が私立幼稚園と比べて、保育時間が短く、園行事への参加協力依頼が多く、毎日お弁当持参でも、公立を選んでいる。
- ・公立幼稚園の利用料を上げると、既に定員割れしている園児がさらに減る可能性がある。
- ・公立では幼稚園児から中学生までが交流できることに大きな意義があると思う。
- ・公私間格差をなくすことが決定事項なら、公立に通わせるメリットをはっきりさせて支援してほしい。

●関川会長

ありがとうございました。公立を選ぶ方のニーズについては、今後も検討していきたいと思います。

(2) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について

●関川会長

続きまして、議事(2)の「子ども・子育て支援事業計画骨子案について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2-1「東大阪市子ども・子育て支援事業計画骨子案」・資料2-2「計画骨子案修正ポイント」説明—

- ・修正事項2点。資料2-2のNo.8「親の子育て力とは何か」という意見に対応し、資料2-1の37ページに、国の基本指針から抜粋した注釈②を追加。資料2-2のNo.9「戦略的に取り組むという項目を入れる」という意見に対応し、資料2-1の11ページに、基本的な考え方を文章で追加。
- ・資料2-1の43ページ以下に、第4章について、会議資料として既に提示した見込み量を新規追加。
- ・供給策については、次回の会議で提案したいと考えている。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、支援事業計画全体を踏まえて、ご意見、ご質問などはございますか。

●高山委員

資料2-1の49ページの表の見方についてです。3～5歳の需要量の「③2号認定（認定こども園及び保育所）」の数が、たとえば平成27年度には865人とありますが、現在でも1,000人以下ということはないので、少なすぎるのではないのでしょうか。②と③が逆ではないのでしょうか。

●事務局・関谷

精査して修正します。

●関川会長

幼稚園における預かり保育のなかで、2号認定を受けられる方が、865人くらいいるだろうということですね。

●佐藤委員

第9回会議で子育て力について発言しましたが、計画にまとめていただき、ありがとうございます。さらに考えたので提案いたします。どうしても、母親の子育て力に集中しがちですが、父親の子育てへの支援、また、祖父母世代への支援ということを考えてほしいと思います。現在、奈良県では「みんなで子育てぼっかぼか」という冊子をまとめています。また、吹田市の子育て支援センターでは、父親の参加する事業を実施しているようです。そういったことを参考に進めてほしいと思います。

●関川会長

子育て力についてのご意見ですね。まず、地域の子育て力、ということが計画にあります。さらに、父親を含めた子育てということを事業計画にどのように反映させるか、ということを事務局は検討してください。貴重なご意見をありがとうございます。

●吉岡委員

資料2-1の11ページに、「公の果たす役割」という表現がありますが、私の果たす役割は入らないのでしょうか。公私それぞれの役割の連携のような視点ではないのでしょうか。

●関川会長

資料2-1の39ページには、公の果たす役割についての記述がありますが、これは行政のやることを挙げていますから公だけですよね。

●吉岡委員

公の具体的な役割を挙げる部分についてはそういった記述でよいですが、計画の基本的な考え方の記述についても、公だけの印象を与えるのではないかということです。

●関川会長

計画の理念の部分が38～39ページという後ろの方に来てしまっているので、最初の11ページでは、公私の連携ということが読み取りにくいというご意見ですね。

●吉岡委員

はい、書き方をもう少し工夫してほしいという意見です。

●事務局・田村

事業計画の本来の構成としては、まず、すべての子どもへの支援、公私の連携、といった理念があって、それから、そのなかで公の果たす役割、ということになるかと思しますので、修正を検討いたします。貴重なご意見をありがとうございます。

●関川会長

事業計画についてはまだ完成したわけではないので、次回以降も引き続き検討を進めます。

(その他) 子ども・子育て新制度市民説明会について (報告)

(その他) 子育て支援員 (仮称) について (報告)

● 関川会長

その他として「子ども・子育て支援新制度市民説明会について」、「子育て支援員 (仮称) について」を報告していただきます。

● 事務局・関谷

—資料3「子ども・子育て支援新制度市民説明会について (報告)」報告—

- ・市民説明会の出席者数は全体の合計 900 人。そのうち保育人数が 155 人。
- ・現在、説明会当日に寄せられた質問を集計中。回答がまとまりしだい、ホームページなどで公表したいと考えている。

—資料4-1「子育て支援員 (仮称) について (1)」・資料4-2「子育て支援員 (仮称) について (2)」報告—

- ・今回、国の考え方についての追加資料が出た。職員の配置基準等に新たに子育て支援員が加わるものではない、ということをご第 10 回会議の説明に追加。
- ・東大阪市としての子育て支援員についてはさらに検討中。

● 関川会長

ありがとうございました。市民説明会と、子育て支援員について、ご意見、ご質問などはございますか。

● 榎田委員

資料3の「保育人数」というのは、現在子どもが保育所を利用している保護者の人数という理解でよいでしょうか。

● 事務局・関谷

説明会に来られた子どもさんの人数で、保育の人数です。

● 榎田委員

現在子どもが保育所を利用している保護者が最も出席すると思われるのに、全体に占める割合がやや少ないのは、開催時間の都合によるのではないのでしょうか。今後さらに説明会を開催する予定はあるのでしょうか。

● 事務局・関谷

前向きに努力致します。

● 関川会長

今回の説明会の開催時間はいつ頃だったのでしょうか。

● 事務局・関谷

平日は、午後 7 時から約 1 時間半の開催でした。

● 阿部委員

保護者から、1 時間半の説明では短い、利用料金についてわかりにくい、当日の質問の回答はホームページで返されるだけなのか、といった意見が出ています。幼稚園の願書配布が 9 月 1 日から始まるので、8 月中に具体的な説明を聞きたいという意見が多かったように思います。

● 関川会長

おおよその傾向として、どのような質問が出たのでしょうか。

● 事務局・田村

私が参加した説明会では、制度改正によって一定の待機児童を解消することについては、少し安心されたように思います。保育や保育時間の認定に関する質問については、保育を必要とする人の参加が多かったような印象を受けました。また、保育料についての質問がありましたが、子ども・子育て会議でもまだ継続中の議論なので、今後の会議での議論を踏まえながら説明していきたいと考えています。東大阪市としても、できるだけ早く安心していただけるように、丁寧

な説明については今後も努力致します。

●関川会長

子育て支援員について、何かご意見はありますか。

●古川委員

やはり、保育士資格の有無ということは重要だと思います。保育士資格を有する人のなり手がいないといった事由が指摘されていますが、たとえば資格のある人を子育て事業に呼び込む方法を考えるとといった方向などで、検討しなおしてほしいと思います。

●中川副会長

事務局から、8月に開催された子育て支援員の研修制度に関する研修会の資料を、さっそく提示してもらったことはよいと思います。専門職の資格に対して、研修の経験とは具体的に何なのかという問題はあると思います。とはいえ、現実として、マンパワーが必要なのも事実です。そういった専門職との連携などについて、これから検討していくことになると思います。

●関川会長

子育て支援員の制度は、本市の事業計画にどの部分で影響することになるのでしょうか。

●事務局・田村

ひとつには、保育の専門性をどのように高めていくのかということがあります。また一方で、地域の子育て力が弱まっているのでどう高めていくかということがあります。資格はなくとも近所の知り合いに子どもを預けていたように、子育てに協力する人を研修などで養成できれば、地域の子育て力も高まるという考え方ではないかと思います。たとえば、地域の子育て力を高めるために、研修を受けた子育て支援員を活用できる可能性などを議論できればよいと思います。

●関川会長

そうすると、事業計画の40、41ページの「在宅での子育て支援の拡充」というところに、子育て支援員の養成や展開ということが入ってくるわけですね。いずれにせよ、地域の子育てに関わる人の質の向上を応援するという視点でまとめていただきたいと思います。

●千谷委員

無資格だが、長期間子育てに関わる仕事をしてきたような人の経験を、活かすことができるのはよいと思います。個人的には有資格にこだわる立場ですが、経験を活かせるのはよいと思います。ただし、無資格者の権限を広げすぎたり、有資格者がまったく関わらないような状況になるのは困ります。たとえば40～50代で保育士資格を持っているが子育て事業に関わっていないような人はいっぱいいると思うので、そういった人の活用を考えてほしいと思います。また、保育士の給料が仕事に見合わないという現状の改善も検討していただきたいです。

●関川会長

子育て支援員は保育士の代わりになるのではなく、保育士では足りない部分を補う役割を果たすという考え方がよいと思います。今、すばらしい指摘がありました。潜在的に保育士資格があり現在働いていない人を、どうやって子育て事業に関わらせるかという視点が大事です。計画の中に盛り込むことができればよいと思います。また、事務局は、どのように専門職と連携して関わられるかということを検討してください。それでは事務局にお返しします。

3. 閉会

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回の開催につきまして、先月にお知らせしました日程では9月22日（月）の開催を予定しておりましたが、諸般の事情により9月24日（水）の開催に変更させていただくことになりましたのでご了承をお願いします。

—閉会—